

1994年 12月15日号
(平成6年)

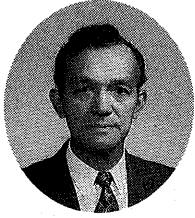
No.672

毎月1日・15日発行

発行/芦屋市役所(広報課)

☎0797-31-2121

〒659 兵庫県芦屋市精道町7番6号



三浦 清氏

長谷川節男教育長の任期満了(十一月二十日)に伴う後任に、さる十一月十八日の市議会が同意を得た三浦清氏が、十二月五日付で教育委員、教育長に就任しました。任期は、平成十年十二月四日ま

教育長に 三浦 清氏

です。

三浦清(みうら・きよし)神戸市在住。五十九歳。関西大学大学院修士課程修了、芦屋市教育委員会学校教育課長、精道中学校長、潮見中学校長を歴任



市役所は年内28日(水)までです

年末年始のお知らせ

市役所は、年末二十八日(水)まで、年始一月四日(水)から、業務を行います。特に年末は、例年市民課窓口など大変混雑しますので、ご用はお早めにお済ませください。年末年始はごみ収集日が、通常の日程と異なっていますので、下表の日時をお確かめのうえ、間違いないようご協力をお願いします。また、年末年始の休業期間中でも、出生届、死亡届など市役所宿直室で受け付けています。年末年始の問い合わせは、市役所代表電話(☎2121)へ。

●内科 9:00~17:00(芦屋市医師会 ☎32-2000)

- 12/29 (木) 永井小児科 春日町6-15 ☎32-8165
- 12/30 (金) 京極小児科 楠町8-13 ☎31-2735
- 12/31 (土) 伊藤病院<外、整、内> 大原町11-5 ☎22-4040
- 1/1 (日) 林整形外科外科医院 高浜町7-2-105 ☎32-8880
- 1/1 (日) 大森医院<内> 浜風町3-4 ☎32-3997
- 1/2 (月) 鈴木小児科 高浜町7-2-105 ☎34-0766
- 1/2 (月) 大谷整形外科クリニック 大原町11-24-216 ☎34-7077
- 1/3 (火) 北井内科クリニック 春日町23-8-103 ☎38-4188
- 1/3 (火) 伊藤病院<外、整、内> 大原町11-5 ☎22-4040

●歯科 9:00~12:00(芦屋市歯科医師会 ☎23-6471)

- 12/29 (木) 小野歯科医院 伊勢町2-4 ☎22-3989
- 12/30 (金) 西田歯科医院 業平町2-21 ☎34-6731
- 12/31 (土) 広瀬歯科クリニック 西山町4-8-105 ☎23-6420
- 1/1 (日) 巻幡歯科医院 打出町1-16 ☎22-3233
- 1/2 (月) 吉崎歯科医院 前田町2-11 ☎31-8020
- 1/3 (火) 吉川歯科医院 呉川町5-12-202 ☎32-6178

ご確認ください 救急当番医

夜間在宅輪番	
●時間…夜間(毎日)21時~翌朝7時 ●問い合わせ…消防本部(☎32-2345)	
耳鼻いんこう科・眼科の救急診療	
●診療日時…年末12月30日~年始1月4日、9時~翌朝6時 ●場所…尼崎医療センター(尼崎市水堂町3-15-20、☎06-436-8701)	

ごみの収集日などの確認を

☐燃えるごみ(午前8時30分までにお願いします)

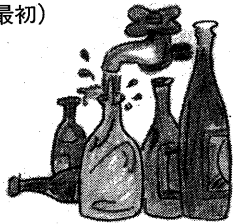
曜日	区分	年末(最終)	年始(最初)
月・水・金	地区	30日(金)	4日(水)
火・木・土	地区	29日(木)	5日(木)

☐燃えないごみ(午後0時30分までにお願いします)

収集地区	年末(最終)	年始(最初)
月曜日地区	26日その他の日	9日カンの日
火曜日地区	27日その他の日	10日カンの日
水曜日地区	28日その他の日	11日カンの日
木曜日地区	29日その他の日	12日カンの日
金曜日地区	23日カンの日	6日その他の日

☐不燃性資源ごみ(芦屋浜)

収集地区	年末(最終)	年始(最初)
浜風町	26日	9日
緑町	28日	11日
若葉町	28日	6日
高浜町	28日	6日
潮見町	23日	6日
新浜町	28日	11日



☐大型ごみ

年末は、12月28日(水)まで通常のサイクルで収集します。年始は、1月5日(木)から収集します。

☐年末の特別収集

申し込みは、12月24日(土)までに。収集最終日は、12月30日(金)です。以上の問い合わせは、環境サービス課(☎22-2155)へ。

☐環境処理センターへの持ち込み

年末は、12月31日(土)正午まで(29日・30日平常どおり) 年始は、1月4日(水)平常どおり

☐芦屋浜住宅団地パイプライン輸送

年末は、12月31日(土)正午まで。年始は、1月4日(水)午前9時から。年末年始はふだんよりごみが多いため長時間投入できないことがあります。特に、31日(土)は混雑が予想されますので30日(金)までに計画的に投入してください。以上の問い合わせは、環境施設課(☎32-5391)へ。

主な施設のカレンダー

日程をご確認のうえ、ご利用ください

○は開館、×は休館

施設名	☎	日	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6
		曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
市役所	☎31-2121		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
ラポルテ市民サービスコーナー	☎31-3130		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
芦屋浜市民サービスコーナー	☎23-6636		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
芦屋病院	☎31-2156		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
保健センター	☎31-1586		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
市民センター	☎31-4995		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
公民館図書室	☎31-4995		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
集会所(打出、竹園、朝日ヶ丘、潮見、奥池)			×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
集会所(前田、春日、浜風、西藏、翠ヶ丘)			○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
集会所(大原)			○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
体育館・青少年センター	☎31-8228		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
図書館	☎31-2301		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
図書館大原分室	☎38-7762		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
図書館打出分室	☎38-7220		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
美術博物館	☎38-5432		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
谷崎潤一郎記念館	☎23-5852		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
富田碎花旧居	☎32-0237		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
打出教育文化センター	☎38-7130		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
上宮川文化センター	☎22-9229		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
福祉会館・老人福祉会館	☎32-7530		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
三条老人憩いの家	☎32-3098		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
火葬場	☎38-2050		○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○

ごあんない REPORT

募集

放送大学学生
●受付期間…12月15日(木)～平成7年2月15日(水) ●資格…18歳以上(入学時) ●内容…選科履修(1年間)科目履修(6カ月) ●入学科…選科6000円、科目4000円(授業料1単位4000円) ●問い合わせ…放送大学兵庫地域学習センター(☎0798-48-5486)

お知らせ

国民年金保険料の納付には口座振替のご利用を!
国民年金保険料の納期は毎月末(ただし12月は28日)となっています。保険料納付忘れのないよう口座振替の利用をおすすめします。市指定銀行または市役所年金係(郵便局での口座振替の申し込みは取引郵便局)で受け付けをしますので、預金通帳、通帳の届出印鑑、年金手帳を持参のうえ、手続きをしてください。振替日は毎月20日で、申込後1～2カ月後から振替開始となります。開始日は口座振替開始通知書でお知らせします。問い合わせは、保険年金課年金係(☎38-2036)へ。

スタンプラリー記念乗車券の販売
観光絵はがき「小さな大都市・芦屋」をもとに、阪急バスの記念乗車券を発行しました。市内線(おとな200円)10枚組を2000円で、150組販売します。販売場所は、市役所南館地下1階経済課です。問い合わせは、あしやスタンプラリー実行委員会(経済課内、☎38-2033)へ。

死黙の引き取り
〈年末〉12月29日(木)から31日(土)までの受け付けは、9時から10時30分まで。引き取り収容は、12時まで。
〈年始〉12月31日(土)10時30分を過ぎてから1月4日(水)14時30分までの受け付け分は、4日に収容します。
問い合わせは、環境部総務課(☎38-2050)へ。また、年末年始の休業期間中は、市役所代表電話(☎31-2121)へ。

ねこの引き取り日の変更
ねこの引き取り日は、毎月第13水曜日となっていますが、1月は次のように変更します。
●日時…1月11日(水)・1月25日(水)、10時～10時30分 ●会場…市役所南館玄関横 ●費用…〈生後91日以上のねこ〉1匹につき1700円 〈生後90日以下のねこ〉10匹までこ1700円、ただし飼い主のない拾得ねこは無料
問い合わせは、環境部総務課(☎38-2050)へ。

50)へ。
空き地は適切な管理を
雑草の生い茂った空き地は、ごみ捨て場や子どもの危険な遊び場になります。また、枯草は火災にもつながります。管理者は、適切な管理に努めましょう。問い合わせは、環境部総務課(☎38-2050)へ。

体育館・青少年センター関係施設年末年始の利用
〈体育館・青少年センター〉12月26日(月)から1月4日(水)まで休館
〈川西運動場〉12月26日(月)から1月4日(水)まで、家族づれや子どもたちの広場として開放。ただし体育館・青少年センターの駐車場は利用できません。
〈中央公園野球場・各テニスコート〉12月27日(火)から1月4日(水)まで使用できません。
問い合わせは、体育館・青少年センター総務係(☎31-8228)へ。

祝日緑の相談所開設
12月23日(祝)の9時～12時、緑の相談所で、花と緑に関する相談を受け付けます。電話相談☎34-0031もご利用ください。問い合わせは、緑化協会(☎38-2103)へ。

子育て通信学習このとりセミナー
●受付期間…平成7年1月4日(水)～3月31日(金) ●対象…若いカップル、新婚夫婦、新父母等 ●内容…〈ニューライフコース〉新婚家庭の基礎づくりから1歳6カ月児までの子育て、〈ニューファミリーコース〉1歳6カ月児から3歳児までの子育て ●受講料…各コース5000円(テキスト代、郵送料等含む) ●定員…各コース1000人 ●問い合わせ…兵庫県立こどもの館(☎0792-67-2433)

し事と語る阪神土曜対話室
●日時…平成7年2月18日(土)午前中 ●会場…西宮市総合福祉センター(西宮市染殿町8-17) ●申し込み…1月10日(火)～27日(金)(ただし土・日・祝日を除く)の9時～17時15分に、電話で阪神県民局県民課(☎06-481-7641内線58)へ。

産業別最低賃金の改定
12月1日から、兵庫県産業別最低賃金が改定されています。
詳しくは、西宮労働基準監督局(☎0798-26-3733)へ。

納期

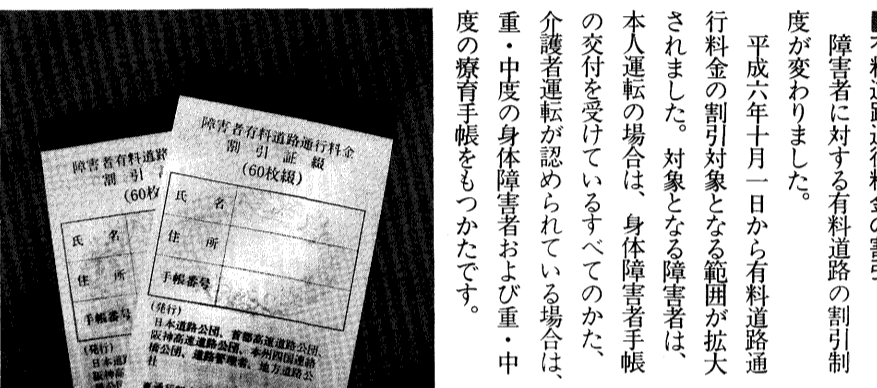
法人市民税・事業所税 10月決算法人 12月30日
問い合わせ●税務管理課(☎38-2015)
固定資産税・都市計画税第3期分 12月26日
問い合わせ●課税課(☎38-2017)
国民年金保険料(12月分) 12月28日
問い合わせ●保険年金課(☎38-2036)
納付には便利な口座振替を

毎週土曜日
市役所は休みです

表③

世帯階層区分	助成限度額	工事費に対する助成率
市町村民税非課税世帯	1,000,000円	3分の3
前年分の所得税非課税世帯のうち市町村民税均等割のみ課税されている世帯	666,000円	3分の2
前年分の所得税非課税世帯のうち市町村民税所得割課税世帯	333,000円	3分の1
前年分の所得税課税額が140,000円以下の世帯	166,000円	6分の1
前年分の所得税課税額が140,001円～499,999円の世帯	125,000円	8分の1

住宅改修工事の助成
日常生活において、介護を要する障害者が住み慣れた住居で安心して生活が送れるよう、現在の住居で不便に思っている箇所を改修するための住宅改修費用を、表③のとおり助成します。
■手話通訳・要約筆記委任員派遣事業
聴覚障害者のなかで、手話通訳を必要とするかたに手話通訳員を派遣し、日常生活における便宜や社会参加への促進を図ります。
中途失聴等の難聴のかたで、手話を使われない聴覚障害者のかたを対象に、従来の手話通訳委任員派遣制度に加え、要約筆記委任員派遣制度を設けました。市役所等の公的機関および医療機関に行くときなどに、相手方との意思疎通を図ります。



障害者有料道路通行料金の割引証明

表①

種類	対象部位
浴槽	下肢・体幹
湯沸器	下肢・体幹
便器	下肢・体幹
特殊寝台	下肢・体幹
特殊マット	下肢・体幹
特殊尿器	下肢・体幹
入浴担架	下肢・体幹
体位変換器	下肢・体幹
特殊便器	上肢
電動タイプライター	上肢・言語
ワードプロセッサ	上肢・言語
電動歯ブラシ	上肢
盲人用テープレコーダー	視覚
点字図書	視覚
盲人用時計	視覚
盲人用タイムスイッチ	視覚
盲人用カナタイプライター	視覚

■有料道路通行料金の割引
障害者に対する有料道路の割引制度が変わりました。
平成六年十月一日から有料道路通行料金の割引対象となる範囲が拡大されました。対象となる障害者は、本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた、介護者運転が認められている場合は、重・中度の身体障害者および重・中度の療育手帳をもつかたです。

■補修具の交付・修理
すべての身体障害者手帳をお持ちのかたに、身体上の障害を補うための用具の交付・修理をします。
申請されたかたの属する世帯の前年の所得税額に応じて自己負担があります。補修具の内容は、以下のとおりです。
●視覚障害：盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 ●聴覚障害：補聴器 ●言語障害：人工喉頭 ●肢体不自由：...

ぬくもりのある福祉のまちづくり

障害者福祉の諸制度について



■手帳の交付申請
身体障害者手帳交付申請書、都道府県知事の指定した医師の診断書、本人の写真と添えて福祉課障害福祉係を経由し県知事に提出します。手帳の等級には一～六級があります。
■対象となるかたは
精神薄弱者更生相談所または児童相談所において精神薄弱と判定されたかた。
■手帳の交付申請
福祉課障害福祉係に療育手帳交付申請書を提出します。申請した場合、は精神薄弱者更生相談所において、区分の判定を行います。知能測定値は精神薄弱者更生相談所において、社会的性、基本的生活を年齢に応じて総合判定を行います。
A(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分されます。
これら手帳の関係書類や交付手続については福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

■ホームヘルパーの派遣
重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある身体障害者・児、知的障害者もつたのいる家庭で、介護を行うことができない状況にあるとき、家事、介護等のお世話をします。この事業の運営は、芦屋ハートフル福祉公社が行っています。利用料は、生計中心者の前年の所得税額に応じて一時間につき無料から九百円までの負担があります。
■福祉配食サービス
障害者で家族の介護を十分に受けることができない、食生活に支障をきたしているかたに栄養バランスの良い食事を提供する配食サービスを実施しています。この事業の運営は、芦屋ハートフル福祉公社が行い、平成五年度から実施しています。
配食は、日曜日・祝日を除き、昼食または夕食を地域に分けていづれか一食を交互に配食します。利用料は一食五百円です。
■入浴サービス事業
重度の身体障害者、知的障害者もつたのうち、入浴困難なかたに、家庭へ委託業者が浴槽を運搬し、入浴介助等を行います。利用料は無料です。

身体障害者のかたや知的障害者もつたのいろいろな相談を受けるのは福祉課障害福祉係です。
障害者のかたがたがその障害困難を克服し、自立するために、さまざまな支援の制度があります。この制度を利用し、援助を受けるには、次の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちいただく必要があります。

府県知事の指定した医師の診断書、本人の写真と添えて福祉課障害福祉係を経由し県知事に提出します。手帳の等級には一～六級があります。
療育手帳
■対象となるかたは
精神薄弱者更生相談所または児童相談所において精神薄弱と判定されたかた。
■手帳の交付申請
福祉課障害福祉係に療育手帳交付申請書を提出します。申請した場合、は精神薄弱者更生相談所において、区分の判定を行います。知能測定値は精神薄弱者更生相談所において、社会的性、基本的生活を年齢に応じて総合判定を行います。
A(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分されます。
これら手帳の関係書類や交付手続については福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

■日常生活用具の給付
重度障害者・児の日常生活の利便を図るため用具を給付します。身体障害者福祉法・児童福祉法に定められた日常生活用具の内容については左頁の表①のとおりです。日常生活用具の給付については、申請されたかたの属する世帯の前年の所得税額に応じて自己負担があります。
■法外日常生活用具の購入補助
市では、在宅の障害者が、障害等級の制限により、身体障害者福祉法・児童福祉法に定められた日常生活用具の給付が受けられない場合、また法で定められた用具以外に、日常生活に特に必要とする用具等を購入する際に、その費用の一部を補助します。(限度額十万円)これを法外日常生活用具の購入補助といひ、購入補助基準額に基づき表②のとおりです。

車いす、電動車いす、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえ、義肢、装具 ●内部障害：ストマ用器具、収尿器
在宅サービス

サービスを受けるために
身体障害者のかたや知的障害者もつたのいろいろな相談を受けるのは福祉課障害福祉係です。
障害者のかたがたがその障害困難を克服し、自立するために、さまざまな支援の制度があります。この制度を利用し、援助を受けるには、次の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちいただく必要があります。

こんなサービスが受けられます
日常生活用具の給付
重度障害者・児の日常生活の利便を図るため用具を給付します。身体障害者福祉法・児童福祉法に定められた日常生活用具の内容については左頁の表①のとおりです。日常生活用具の給付については、申請されたかたの属する世帯の前年の所得税額に応じて自己負担があります。
■法外日常生活用具の購入補助
市では、在宅の障害者が、障害等級の制限により、身体障害者福祉法・児童福祉法に定められた日常生活用具の給付が受けられない場合、また法で定められた用具以外に、日常生活に特に必要とする用具等を購入する際に、その費用の一部を補助します。(限度額十万円)これを法外日常生活用具の購入補助といひ、購入補助基準額に基づき表②のとおりです。

車いす、電動車いす、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえ、義肢、装具 ●内部障害：ストマ用器具、収尿器
在宅サービス



こちら消費生活センターです
経済課内 ☎38-2034
消費生活センターでは十二月十二日から十二月二十二日まで、市役所北館一階消費生活コーナーで「生活展」として次のようなパネル展示等を行います。
* 九十四年・消費生活十大ニュース
* 消費生活モニターによる研究発表
* 芦屋消費者協会による環境にやさしい商品展示
* パソコンゲーム等
また、平成七年一月二十三日(月)午後一時三十分から三時まで、市民センター三〇一室にて、大阪弁護士会の片山登志子弁護士を講師にお招きし、「製造物責任法(P.L法)」を事例をまじえながら、やさしく解説していただく講演会を行います。多数ご参加ください。

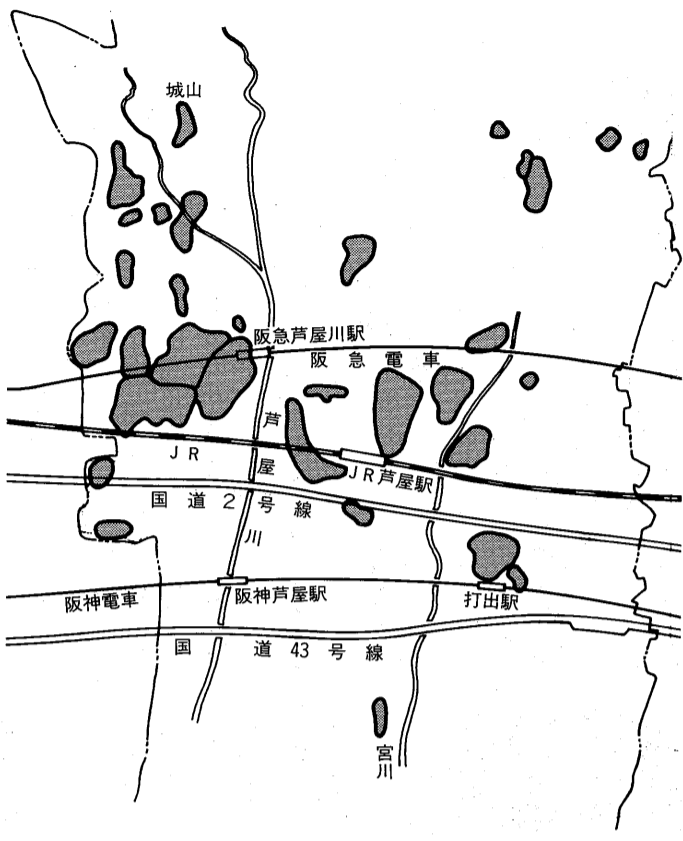
平成7年度
保育所入所児童の募集
対象 市内在住で、保護者が就労などのため保育できない家庭の児童
年齢 生後3カ月経過後～満5歳(平成7年4月1日現在)
申請用紙の配布・申し込み 1月6日(金)～1月23日(月)までに保育課窓口へ
問い合わせ●保育課 ☎38-2045

特別展 **デイヴィッド・ナッシュ展**
—音威子府の森—
イギリス人の彫刻家デイヴィッド・ナッシュの近作展。北海道音威子府で制作された作品約30点で構成。「木」そのものの形を生かし、自然界の生命の持つ「崩壊と再生」のサイクルの大きさ、暖かい力強さを感じさせる展覧会です。
会期 平成7年1月22日、10:00～17:00、入館は16:30まで
月曜休館、1月16日(月)開館、17日(火)休館
観覧料 一般800円、大高生600円(20人以上の団体は2割引) 中小生無料。市内在住の65歳以上の人、および心身障害者は半額
問い合わせ●美術博物館 ☎38-5432

モンテペロ市庁舎に日本庭園
—姉妹都市提携35周年を記念してモンテペロ市が建設—
この度、モンテペロ市では市庁舎の増設にあわせて、庁舎敷地内に日本庭園を造り、両市友好のシンボルとして「アシヤガーデン」と名付けることが決まりました。その起工式と名付けることが決まりました。その起工式に北村市長と鈴木市議会議長が招待され、国際交流協会役員とともに出席しました。起工式の席上で挨拶したアート・パヤン・モンテペロ市長は、「このアシヤガーデンは両市の友好のシンボルであり、すでにモンテペロ市民の憩いの場となっているアシヤパークと並んで、両市の友好を示す鏡であり平和のシンボルである」と挨拶。続いて挨拶に立った北村市長、鈴木議長もそれぞれ両市の友好がさらに深まることを祈念していると述べました。また、この庭園の設計者である上杉武夫さん(カリフォルニア技術工科大学建築学教授)は、「芦屋市のシンボルである黒松とアゼリアの花を使用した枯山水」をイメージしながら、市民がパティオなどにも利用できる庭となるよう設計したと説明。
この「アシヤガーデン」は、総面積約三百六十平方メートル、総工費六百二十万円で、姉妹都市提携三十五周年を迎える平成八年度の完成を目指して着工されます。

EDUCATION 教育のページ

埋蔵文化財の保護制度と発掘調査



芦屋市埋蔵文化財イラスト図

※包蔵地の概略図です。正確な位置と数は正式の分布地図をご利用ください。

土地には歴史の生き証人として「埋蔵文化財」が眠っています。そして各種の開発行為により、発掘調査の機会が増えているのが現状です。現在、市内で「埋蔵文化財包蔵地」として三十九カ所があります。今回は、市内の埋蔵文化財の保護と取り扱いに関する制度について、紹介します。



今年に発掘調査が実施された月若遺跡で、古墳時代中期の竪穴住居跡など多数検出されました

埋蔵文化財の保護

私たちが生活している芦屋のまちには、先人によって受け継がれてきた多くの文化遺産があります。なかでも土地に埋もれて残ってきた歴史的な遺跡・遺溝・遺物を「埋蔵文化財」といいます。昭和二十五年に制定された「文化財保護法」によってその保護が定められています。

埋蔵文化財として知られている貝塚・古墳・集落・住居・都城跡・城跡・寺院跡などの遺跡・遺溝のなかには既に地上に姿をみせているものや、土器・石器・木器・金属器・瓦など土地から分離可能な遺物が地下や地表に散らばっている状態のものがあります。

また、かつてそこで遺物が出土したところのある古来からの「伝承地」も埋蔵文化財であり、その保護の対象となっています。埋蔵文化財の保護に関することは、文化財保護法に細かく定められていますが、次にその取り扱いについて説明します。

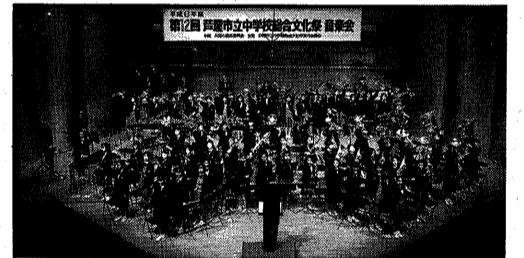
埋蔵文化財保護にかかわる発掘調査の法的手続き

埋蔵文化財の所在地は、「埋蔵文化財包蔵地」として本市で地図登録している遺跡を指し、「芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図および利用の手引き」を美術博物館に置き、その詳細を説明し、頒布しています。

次に、個人住宅や共同住宅等土木工事等の目的で「埋蔵文化財包蔵地」またはその周辺で発掘(掘削・整地・盛土・工作物設置などの工事行為・現状変更行為全般)をしようとする場合には、文化財保護法の定めにより着手しようとする日の六十日前までに、所定の書面を文化庁長官に届けるようになります。

具体的には、次のような手続きと協議を進めています。
① 開発行為をおこなす場合、事前に本市教育委員会文化財係に行方地が「埋蔵文化財包蔵地」に該当しているかどうかを照会していただき、存在した場合には早期にその保存方法(現状保存・部分保存・計画変更・記録保存)などについての協議をしていただきます。

すばらしい演奏に観客うっとり 第12回芦屋市立中学校総合文化祭



すっかり市民の祭りとして定着した感のある、市内3中学校の総合文化祭。今年も11月18日(金)～21日(月)まで、市民センターロビーで書道と美術作品の展示、19日(土)には、ルナ・ホールで音楽部門の発表会が行われました。展示部門は、いずれ劣らぬ力作ぞろいで、中学生とは思えない傑作、快作を多くの市民のかたがたに鑑賞していただきました。音楽部門に出場した各校の吹奏楽部・合唱部は、いずれも県大会や関西大会で優秀な成績を収めており、その実力は、折り紙付き。そのハイレベルな演奏に加え、各校合唱コンクールでの優秀クラスの熱唱が会場を包みこみ、観客席は感動に酔いしれました。

平成6年度 芦屋市学校保健大会

今年度は、子どもの視力について、芦屋市医師会・安井多津子氏が、調査・研究報告をします。講演には、神戸大学医学部眼科教授・山本節氏をお招きします。
●日時…1月12日(木) 13時30分～15時40分
●会場…ルナ・ホール
●問い合わせ…学校教育課 (☎38-2087)

② 協議に基づき、開発計画を確定し、事前調査が必要という結論に達した土地は、確認調査・発掘調査などの調査ランクについての協議を進め、調査の主体・期間・経費などの具体的な打ち合わせを行います。通常は試掘調査を実施し、よりの確かな遺跡情報・データをj得て発掘調査の計画をたてています。
③ 文化財保護法に基づく発掘調査届出書作成の説明を受けていただき、所定の書式にしたがい届出書を市教育委員会経由のもと、兵庫県教育委員会・文化庁に送付します。
④ 届け出順にしたがい発掘調査が実施され、最終的な遺跡の取り扱いについての協議を行います。

問い合わせは、美術博物館内 文化財係 (☎☎9066)へ。

人の心を温める あなたの一言 さしだす手

山手中学校 一年 藤本 美樹

(「差別をなくそう県民運動」入選作品)

ニューイヤー 羽田健太郎 ロマンティックコンサート

1995年 1/13(金) ルナ・ホール

18:30開演 (18:00開場)

¥3,000 [前売] ¥3,500 [当日] / 自由席

共演: 弦楽四重奏団ディーヴァ

- *PROGRAM*
- ガーシュイン 『ラブソディ・イン・ブルー』
 - 『アイ・ガット・リズム』
 - 『ス・ワンダフル』
 - ジョップリン 『ジ・エンターティナー』
 - 『イージー・ウィナーズ』
 - バーンスタイン 『ウエストサイド・ストーリー』
 - 映画音楽より 『慕情』
 - 『ティファニーで朝食を』 他



この「広報あしや」を公演当日ご持参のかたは、当日券を前売券料金扱いとします。※前売券が売り切れの場合、当日券を発行しませんので、上記の扱いも中止となります。

▷問い合わせ◁ 芦屋市文化振興財団 楽平町8-24 (☎31-4962)

▶発売所◁芦屋市市民センター内グリル楽平、芦屋市役所売店、モンテメール大番、大丸芦屋店商品券売場、◁大阪・神戸>チケット・セゾン、チケットぴあ、関西PG協会